



県章

山形県公報

令和7年2月25日（火）

第581号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………	（農業技術環境課）…	127
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	（農村整備課）…	130
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………	（庄内総合支庁森林整備課）…	同
○道路の区域の変更……………	（庄内総合支庁建設総務課）…	131
○同……………	（同）…	132
○県道の供用の開始……………	（同）…	同
○同……………	（同）…	同
○都市計画事業の認可……………	（都市計画課）…	133
○二級建築士の免許の取消し……………	（建築住宅課）…	同

告 示

山形県告示第120号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

みちのく村山農業協同組合
代表理事組合長 三浦 康彦
村山市楯岡北町一丁目1番1号

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
高嶋 洋一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年1月31日
折原 武 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 拓矢 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
芦野 和弘 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大貫 清悦 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押切 智志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
黒沼 洋昭 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

齋藤 忠晴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
後藤 理 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 卓也 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
前田 和弥 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
奥山 和直 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
加藤 清宏 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
村岡 真人 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
草刈 一人 玄米、大豆、そば	同 左
軽部 和敦 玄米	同 左
志村 秀弥 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 和宏 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 淳哉 玄米	同 左
高橋 浩樹 玄米、大豆	同 左
三浦 弘之 玄米、大豆、そば	同 左
笹原 貴久 玄米、大豆、そば	同 左
加藤 雄二 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 康和 玄米、大豆、そば	同 左
生田 秀治 玄米、大豆、そば	同 左
今野 英樹 玄米、大豆、そば	同 左
尾崎 洋介 玄米、そば	同 左
草苅 範明 玄米、大豆、そば	同 左
斉藤 亮 玄米、大豆、そば	同 左
柳元 穰 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
星川 雄宇 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

大崎 卓也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 宣幸 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻村 憂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
岸 裕 玄米、大豆、そば	同 左
西尾 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
押切 祐輔 玄米、そば	同 左
坂本 恵介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	笹原 恵介 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
遠藤 泰志 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 博幸 もみ、玄米	同 左
大地 理寛 もみ、玄米	同 左
井澤 啓太 もみ、玄米	同 左
仲嶋 祐介 もみ、玄米	同 左
土田 柊人 もみ、玄米	同 左
齋藤 義典 もみ、玄米	同 左
井上 祐 もみ、玄米	同 左
井上 朝美 もみ、玄米	同 左
土海 圭介 もみ、玄米	同 左
五十嵐 佳尚 もみ、玄米	同 左
佐藤 愛一郎 もみ、玄米	同 左
大場 直子 もみ、玄米	同 左
有川 泰人 もみ、玄米	同 左
伊藤 祐司 もみ、玄米	同 左
斎藤 慎吾 もみ、玄米	同 左
早坂 恒亮 もみ、玄米	同 左

相馬 洸矢 もみ、玄米	同 左		
小内 貴宏 もみ、玄米	同 左		
尾内 大輔 もみ、玄米	同 左		
丹 康雅 もみ、玄米	同 左		

山形県告示第121号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 2 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 辺 町	1 者	東村山郡山辺町大字要害字下原1264番ほか 4 筆
村 山 市	21者	村山市大字林崎字宮地1790番 2 ほか73筆
大石田町	1 者	北村山郡大石田町大字鷹巣字楯下26番ほか 3 筆
最 上 町	2 者	最上郡最上町大字大堀字白山下208番ほか23筆
南 陽 市	2 者	南陽市宮内字三番縄787番ほか 2 筆
川 西 町	10者	東置賜郡川西町大字大塚字町十一1476番ほか31筆
長 井 市	1 者	長井市勸進代字蔵京前2921番ほか 5 筆
鶴 岡 市	11者	鶴岡市添川字壱本木86番 2 ほか42筆
三 川 町	3 者	東田川郡三川町大字横川字重合218番ほか10筆
遊 佐 町	2 者	飽海郡遊佐町豊岡字新田68番ほか12筆

2 認可年月日

令和 7 年 2 月 12 日

山形県告示第122号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和 7 年 2 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第 1 条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1 の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3 の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1 の区域内において3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2 週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3 の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3 の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4) による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3 の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1 の期間内に3 の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5) の措置を行った場合において、その費用の額が、3 の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 比子八幡線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町藤崎字日向台72番3から 同 104番まで	旧	16.2 メートル } 11.9	226 メートル
同 上		12.5 メートル } 12.2	214 メートル
同 上	新	13.0 メートル } 12.2	同 上

山形県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 比子南鳥海停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤5番23から 同 5番61まで	旧	16.8 メートル } 12.5	156 メートル
同 上		16.6 メートル } 15.1	123 メートル
同 上	新	17.7 メートル } 15.1	同 上

山形県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 比子八幡線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字日向台72番3から
同 104番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月25日

山形県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 比子南鳥海停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤5番23から
同 5番61まで
- 3 供用開始の期日 令和7年2月25日

山形県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・2・5号旅籠町八日町線
 - 3 事業地
 - (1) 収用の部分 山形市十日町一丁目及び香澄町二丁目地内、並びに十日町一丁目地先
 - (2) 使用の部分 なし
 - 4 事業施行期間
令和7年2月25日から令和14年3月31日まで
-

山形県告示第128号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和7年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
令和7年2月14日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
伊藤 春江 第4465号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

令和7年2月25日印刷
令和7年2月25日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県